

気象庁国民保護計画

平成 17 年 10 月 28 日

気 象 庁

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的	3
第2節 基本方針	
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 本省及び関係機関との連携の確保	4
5 国民の協力	4
6 指定公共機関の自主性への特別な配慮	4
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8 安全の確保	4
9 政府対策本部長の総合調整等	4

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備	
1 情報連絡体制の整備	5
2 緊急参集体制及び活動体制の整備	5
3 特殊標章の交付等	5
第2節 本省及び関係機関との連携	6
第3節 国民への情報提供の備え	6
第4節 警報の通知体制の整備	6
第5節 避難・救援に関する備え	
1 避難措置の指示の通知体制の整備	6
2 避難及び救援に対する支援に関する備え	6
第6節 所管する施設の安全確保に関する備え	6
第7節 武力攻撃原子力災害への備え	7
第8節 海外との連携に関する備え	7
第9節 応急の復旧に関する備え	7
第10節 訓練・啓発等の実施	
1 訓練の実施	7
2 職員への啓発	7
3 調査研究の推進	8

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡	9
第2節 活動体制の確立	9

1 武力攻撃事態等対策本部等への対応	9
2 気象庁武力攻撃事態等対策本部の設置等	9
3 情報収集及び報告	10
4 緊急参集の実施	10
第3節 安全の確保	10
第4節 関係機関との連携	11
第5節 国民への情報提供	11
第6節 警報の通知及び伝達	11
第7節 避難・救援に関する措置	
1 避難措置の指示の通知及び伝達	11
2 避難・救援に対する支援	11
第8節 所管する施設の適切な管理及び安全確保	12
第9節 運送の確保	12
第10節 武力攻撃原子力災害等への対処	12
第11節 安否情報の収集	12
第12節 国民との連携等	12
第4章 応急の復旧	14
第5章 国民の権利利益の救済	15
第6章 緊急対処事態への対処	
第1節 活動体制の確立	
1 気象庁緊急対処事態対策本部の設置	16
2 地方支分部局等での緊急対処事態対策本部の設置	16
第2節 警報の通知及び伝達	16
第3節 緊急対処保護措置の実施	16
第7章 計画の適切な見直し	17

第1章 総則

第1節 計画の目的

○この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、気象庁の所掌事務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

- 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
- 武力攻撃事態の類型として、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となる NBC 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）についても考慮する。
- 国民保護措置の実施に当たっては、上記の類型を考慮しつつ、次の点に留意するものとする。

1 基本的人権の尊重

○国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済

○国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう努めるものとする。

3 国民に対する情報提供

○武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報（武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）、気象情報等について、国土交通省本省（以下「本省」

という。)及び関係省庁等と連携しつつ、国民に対し正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

4 本省及び関係機関との連携の確保

- 国民保護措置に関し、平素から本省及び関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

5 国民の協力

- 国民保護措置の重要性について広く啓発に努め、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

6 指定公共機関の自主性への特別な配慮

- 指定公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、指定公共機関の自主的な判断に特別な配慮をするものとする。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対して配慮するものとする。
- 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8 安全の確保

- 国民保護措置の実施に当たっては、本省及び関係機関と連携しつつ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

9 政府対策本部長の総合調整等

- 武力攻撃事態等対策本部長による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

1 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

- 武力攻撃の兆候、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報など所掌事務に係る情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。
- 夜間、休日、出退勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても庁内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定等、障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

(2) 通信体制の整備

- 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、本省及び関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
- 通信体制の整備にあたっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。
- 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的の実施するものとする。

2 緊急参集体制及び活動体制の整備

- 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための気象庁における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集、職員の官邸への派遣等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するものとする。
- 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。
- 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。
- 防災のための備蓄を活用しつつ、庁舎の非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

3 特殊標章の交付等

- 政府が定める国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書の交付等に関する基準及び手続等に基づき、特殊標章等の交付等のため

に必要な手続を定めるものとする。

第2節 本省及び関係機関との連携

○平素から本省及び関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 国民への情報提供の備え

○武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報、気象情報などの情報を、報道機関への発表、気象庁ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

○情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報の通知体制の整備

○武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）から警報が通知された場合において、地方支分部局、施設等機関（以下「地方支分部局等」という。）の長に対し、警報の迅速かつ確実な通知及び伝達を行うため、連絡先の把握、連絡方法、連絡手順等必要な事項を定めるものとする。

第5節 避難・救援に関する備え

1 避難措置の指示の通知体制の整備

○政府対策本部から避難措置の指示が通知された場合において、地方支分部局等の長に対し、避難措置の指示の迅速かつ確実な通知及び伝達を行うため、警報の通知に準じて、必要な体制を整備するものとする。

2 避難及び救援に対する支援に関する備え

○気象庁が管理する施設が都道府県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第6節 所管する施設の安全確保に関する備え

○庁舎など気象庁が管理する施設について、武力攻撃事態等において、災害や事故への対応に準じて、避難誘導など必要となる措置の実施のための体制の整備を行うものとする。

第7節 武力攻撃原子力災害への備え

- 武力攻撃原子力災害に際して、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。
- 武力攻撃原子力災害の発生時における情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関相互の連携体制の整備、緊急時予測システム、専門家の派遣体制その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び気象庁防災業務計画（事故災害対策編）等の定め例により行うものとする。

第8節 海外との連携に関する備え

- 武力攻撃事態等において海外からの支援の受け入れが想定される分野における支援の受け入れ方策等について検討するものとする。

第9節 応急の復旧に関する備え

- 武力攻撃事態等において、所管する施設及び設備の応急の復旧を行うため、それぞれ自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第10節 訓練・啓発等の実施

1 訓練の実施

- 平素から国民保護措置についての訓練を実施するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。
- 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。また、本省等の関係機関と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 本省及び関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

2 職員への啓発

- 国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修の実施など職員に対する国民保護知識の普及・啓発を行うものとする。

3 調査研究の推進

- 被害の軽減及び国民保護措置の適切な実施を図るため、国民保護に関する調査研究を推進するものとする。また、調査研究の成果を国民保護措置に反映させるよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

- 武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、別に定めるところにより速やかに政府対策本部（内閣官房）及び本省への情報連絡を行うものとする。
- 武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、直ちに、情報連絡のために必要な通信手段を確保するとともに、速やかに所管する施設等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集するものとする。

第2節 活動体制の確立

1 武力攻撃事態等対策本部等への対応

- 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、内閣に政府対策本部が設置された場合には、政府対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。
- 国民保護措置の推進にあたって、国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「本省対策本部」という。）が設置された場合には、本省対策本部と連携しつつ行うものとする。
- 政府対策本部又は本省対策本部が設置された場合には、必要に応じ、政府対策本部又は本省対策本部に気象庁長官その他の職員を派遣するものとする。
- 政府対策本部が設置された場合には、警報の通知に準じて、直ちに地方支分部局等にその旨を連絡するものとする。
- 武力攻撃事態等現地対策本部が設置された場合には、必要に応じ、職員を派遣するものとする。

2 気象庁武力攻撃事態等対策本部の設置等

（1）気象庁武力攻撃事態等対策本部の設置

- 政府対策本部が設置された場合であって、国民保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに気象庁長官を長とする気象庁武力攻撃事態等対策本部（以下「本庁対策本部」という。）を設置するものとする。
- 本庁対策本部は、庁内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び庁内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 本庁対策本部を設置した場合には、政府対策本部、本省及び関係省庁、地方支分部局等に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。
- 本庁対策本部は、武力攻撃事態等の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- この計画に定めるもののほか、本庁対策本部の組織及び職務代行順などの

運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 地方支分部局等での対策本部の設置

- 地方支分部局等は、本庁対策本部が設置された場合であって、所掌に係る国民保護措置などを実施する必要がある場合には、本庁対策本部に準じた組織（以下「地方対策本部」という。）を設置するものとする。
- 地方支分部局等は、地方対策本部を設置したときは、その旨を本庁対策本部に連絡するものとする。

3 情報収集及び報告

(1) 情報収集及び報告

- 国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報、気象情報などの所掌に係る武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、本庁対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、政府対策本部及び本省対策本部に報告するものとする。
- 本庁対策本部は、政府対策本部及び本省対策本部より武力攻撃事態等の状況、指定公共機関等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、庁内での共有を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

- 武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに総務省に支障の状況を連絡するものとする。
- 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

4 緊急参集の実施

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員に緊急参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

- 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、本省及び関係機関と連携しつつ、気象庁職員ほか、気象庁の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 国民保護措置を安全に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を交付し、使用させるものとする。

第4節 関係機関との連携

- 政府対策本部、本省及び関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。
- 都道府県知事等から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 国民への情報提供

- 政府対策本部及び本省対策本部と連携しつつ、気象情報、国民保護措置の実施状況、所管する施設等の被災情報等の情報を、報道機関への発表、気象庁ホームページなどを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の通知及び伝達

- 政府対策本部から警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより地方支分部局等の長に対して迅速かつ確実に警報を通知する。
- 警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

第7節 避難・救援に関する措置

1 避難措置の指示の通知及び伝達

- 政府対策本部から避難措置の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、地方支分部局等の長に対し避難措置の指示の通知を行うものとする。避難措置の解除の指示の通知があった場合も同様とする。

2 避難・救援に対する支援

- 都道府県の区域を越える避難の場合において、要避難地域の都道府県と避難先の都道府県及び避難の経路となる地域の都道府県との間で避難住民の受け入れ、移動時の支援等に関する協議が行われる場合には、必要に応じ当該協議に参加するものとする。
- 気象庁が管理する施設であって、あらかじめ都道府県知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 都道府県知事から避難・救援を行うに当たって支援を求められた場合には、避難・救援に関わる気象情報の提供、専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

第 8 節 所管する施設の適切な管理及び安全確保

- 気象庁が管理する施設について、巡回の強化など、各施設の特性に応じた安全確保のための措置の実施に努めるものとする。

第 9 節 運送の確保

- 地方公共団体等に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、気象情報を提供するものとする。

第 10 節 武力攻撃原子力災害等への対処

- 武力攻撃原子力災害への応急対策その他については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び気象庁防災業務計画（事故災害対策編）等の定め例により行うものとする。
- 武力攻撃原子力災害に際してのモニタリングの実施又は支援については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び気象庁防災業務計画（事故災害対策編）等の定め例により行うものとする。
- NBC 攻撃による災害への応急対策その他については、気象庁防災業務計画（事故災害対策編）等の定め例により行うものとする。

第 11 節 安否情報の収集

- 安否情報を収集した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第 12 節 国民との連携等

- 国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に対し当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

○政府対策本部が作成した海外からの支援の受け入れ計画に基づき、適切に当該支援の受け入れを行うものとする。

第4章 応急の復旧

- 武力攻撃災害が発生した場合、所管する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。
- 地方公共団体等の関係機関と連携し、所管する分野全体にわたる被災情報及び応急の復旧の実施状況の情報収集に努めるものとする。
- 本庁対策本部は、必要に応じ、被災情報、応急の復旧の実施状況の情報を政府対策本部及び本省対策本部に報告するものとする。
- 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとする。
- 気象庁が管理する施設における武力攻撃災害の軽減のため必要な措置を講ずるものとする。

第5章 国民の権利利益の救済

- 国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る
手続について、相談窓口を設置するとともに、迅速な処理が可能となるよう、
事案に応じて必要な処理体制を確保するよう努めるものとする。
- これらの手続に関連する文書を、気象庁文書管理規則（平成13年気象庁訓令
第9号）等の定めるところにより、適切に保存するものとする。また、武力攻
撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等
その保存には特段の配慮を払うものとする。

第6章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1 気象庁緊急処理事態対策本部の設置

- 内閣に緊急処理事態対策本部（以下「政府緊急処理事態対策本部」という。）が設置された場合であって、緊急対処保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに気象庁長官を長とする気象庁緊急処理事態対策本部（以下「本庁緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- 本庁緊急処理事態対策本部は、庁内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び庁内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 本庁緊急処理事態対策本部を設置した場合には、武力攻撃事態等の警報の通知に準じて、地方支分部局等に対し、直ちにその旨を連絡するものとする。
- 本庁緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- この計画に定めるもののほか、本庁緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

2 地方支分部局等での緊急処理事態対策本部の設置

- 地方支分部局等は、本庁緊急処理事態対策本部が設置された場合であって、所掌に係る緊急対処保護措置などを実施する必要がある場合には、本庁緊急処理事態対策本部に準じた組織（以下「地方緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- 地方支分部局等は、地方緊急処理事態対策本部を設置したときは、その旨を本庁緊急処理事態対策本部に連絡するものとする。

第2節 警報の通知及び伝達

- 政府緊急処理事態対策本部長が決定する警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じ、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、警報を通知及び伝達するものとする。
- 警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準じて、これを行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

- 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第5章までの定めに基づいて行うこととする。

第7章 計画の適切な見直し

- 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、関係する指定行政機関の長の意見を聴くなど広く関係者の意見を聴取するよう努めるものとする。
- この計画を変更しようとするときは、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。
- この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。
- この計画を変更したときは、速やかに、これを都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。